

目 次 (法令整備会議関係資料集 (一))

一 一般的事項

- | | |
|--|---------------|
| 1 法律としての効力を有するボツダム命令について (昭四一) | 一 |
| 2 同一の法律の施行令と施行期日を定める政令の統合について (昭四四) | 五 |
| 3 法律で後退する場合の先行条例の失効等に関する規定の取扱いについて (昭五三) | 九 |
| 4 行政法規の域外適用について (昭五九) | 一二 |
| 5 法律不 ^モ 及の原則の意義と限界について (昭六〇) | 五八 |
| 6 条約公布の方式について (昭六一) | 八〇 |
| 7 附せんによる職権修正の方法について (昭四八) | 八七 |
| 8 政令の廃止について (昭五七) | (ii) 四八四ページ参照 |

二 法令番号関係

- | | |
|------------------------------------|----|
| 1 法令番号を空欄にする場合の書き方について (昭四四) | 九一 |
|------------------------------------|----|

三 題名関係

- 1 法律の一部の施行期日を定める政令の題名の規定の仕方等について (昭五一) 九五
- 2 甲法及び乙法の施行に伴う整備(整理)法の施行に伴う整備(整理)政令の題名の付け方及び施行期日の規定の仕方について (平五) 一〇八
- 3 法律の廃止に伴う関係政令の整理政令の題名及び制定文について (平八) 一〇八
- 4 いわゆる「整備法(政令)」の中で、法律(政令)の廃止を含む場合において、題名を「・・・関係法律(政令)の整備等に関する法律(政令)」とすべきか、「・・・関係法律(政令)の整備に関する法律(政令)」とすべきか (平一五) 一三〇

四 制定文関係

- 1 政令の制定文について (昭五〇) 一三九
- 2 政令の制定文における「・・・の施行に伴い」等の表現の意味の明確化について (昭五九) 一四五
- 3 法律の一部の施行期日を定める政令の制定文について (平八) 一五四
- 4 政令委任事項を含むA条を同一法B条において準用し、A条に基づく政令a条をB条に基づく

五 各種規定関係

1 定義規定等関係

- (一) 動詞の語幹としても用いられる字句の定義規定について (昭四三) 一〇一
- (二) 法律に定めた定義とこれに基づく政令の規定との関係について (昭四三) 一〇四
- (三) 法律の条文中に用いられている定義及び略称の政令への適用について (平九) 一一〇
- (四) 他法令中に定義されている用語を引用する場合の表現の仕方について (昭五三) 一一一

- (五) 定義規定が別項に置かれている場合の当該定義に係る文言の引用の仕方について（昭五四）
 (二) 六五三ページ参照
- (六) 附則各条が施行期日を異にする場合において、附則中に「新法」「旧法」等の略称規定又は
 定義規定を設ける位置について（昭六三） (四) 四三三一ページ参照
- (七) 略称の引用について（平元） (三) 六九四ページ参照
- (八) 一部改正法の附則で使用する用語について、改正の対象となっている法律の定義規定等を
 どうまで引用すべきか（平一） (二) 六九八ページ参照

2 審議会等関係

- (一) いわゆる審議会令等の政令への委任規定の定め方について（昭四三） 一一七
- (二) 審議会等を設置する規定の統一について（昭三四） 一一一
- (三) 審議会関係の規定の整備について（昭四九） 一三八
- (四) 特別職の国家公務員が官職指定により審議会等の委員となる場合の守秘義務規定の要否に
 ついて（平五） 一四四
- (五) 委員会の委員等の任命についての国会承認について（昭四三） (一) 二六九ページ参照

3 行政組織・公務員等関係

- (一) みなし公務員規定について（昭四一） 一六一
- (二) 大臣官房審議官の権限規定の統一について（昭四八） 一六六
- (三) 委員会の委員等の任命についての国会承認について（昭四三） 一六九
- (四) 人事官、検査官等特定の公務員の任命について国会の承認を求める場合の規定について
 (昭四八) 一七六
- (五) 法律に基づく特定の施策の対象範囲を、当該法律において「〇〇省の所掌に係るもの」等
 の表現で限定する」との是非について（平元） (三) 五四一ページ参照
- (六) 特別職の国家公務員が官職指定により審議会等の委員となる場合の守秘義務規定の要否に
 ついて（平五） (一) 二四四ページ参照

4 許可・認可関係

- (一) 許可、認可等の行政処分に係る付款に関する規定について（昭四一） 一八一
- (二) 許可等の処分に関する規定の国等に対する適用について（昭四三） 一八二
- (三) 事業取締法規等において「法令に違反すること」と理由に免許、許可、登録等を取り消す

(一) 「〇〇士(師)法」等の規定の統一について (平元) 一九〇
 (四) 許可等に条件又は期限を付すことができる旨の規定の置き方について (平一四) 三一

5 資格付与関係

(一) 「〇〇士(師)法」等の規定の統一について (昭四四) 三七九
 (二) 人の資格に係る名称又は特殊法人の名称の使用制限に関する規定について (昭四五) 三八五

6 欠格事由関係

(一) 欠格事由等に関する規定の整備について (昭四八) 四一七
 (二) 人の営業資格等に係る欠格事由について (昭四一) 四一〇
 (三) 特殊法人の役員の欠格条項について (昭五四) (II) 一七〇ページ参照

7 財政・会計関係

(一) 政府関係金融機関の貸付金の利率、限度及び期限に関する規定について (昭四一) 四二七

(二) 地方公共団体の設置する施設等でその設置が法律上具体的に義務付けられてい
 ないものに対する当該費用の負担区分に関する規定について (昭四八) 四二八
 (三) 特別会計の積立金の運用に関する規定について (昭四一) 四二三
 (四) 国の事務を委託された法人が行う当該事務の執行に要する経費の国庫負担の規定について
 (昭四八) 四三七
 (五) 地方公共団体又はその長の設置する施設等でその設置が法律上具体的に義務付けられてい
 ないものに対する当該費用の負担区分に関する規定について (昭四八) 四四〇
 (六) 国の負担割合(補助率)の特例に関する規定について (平四) 四四三
 (七) 新法の制定に伴う施行令の制定に際し、予算に関連する給付基準額等が政令事項であるに
 もかかわらず定まっていない場合の取扱いについて (平一〇) 四五一
 (八) 「補助(金)」「負担(金)」及び「交付金」の用法について (昭六〇) (四) 三〇ページ参照

8 地方公共団体関係

(一) 地方公共団体又はその長の設置する施設等でその設置が法律上具体的に義務付けられてい
 ないものに対する当該費用の負担区分に関する規定について (昭四八) (一) 四四〇ページ参照
 (二) 地方公共団体の長等が処理する機関委任事務に係る手数料に関する法令の規定の仕方に
 いて (昭五三) (一) 四七七ページ参照

(三) 委任政令の限界—地方公共団体への事務委任・地方議会の議決事項について（昭四三） (一) 一セーページ参照

9 手数料・使用料関係

- | | |
|---|-----|
| (一) 手数料関係の規定について（昭四一） | 四六七 |
| (二) 手数料関係の規定について（昭四八） | 四七〇 |
| (三) 強制徴収の対象となる使用料について（昭四一） | 四七三 |
| (四) 地方公共団体の長等が処理する機関委任事務に係る手数料に関する法令の規定の仕方について（昭五三） | 四七七 |
| (五) 手数料の算定及び手数料に関する規定の整備等について（昭五七） | 四八四 |
| (六) 手数料をめぐるいくつかの問題について（昭六二） | 四九七 |
| (七) 手数料の額の省令への委任について（平一三） | 五一一 |

10 立入検査関係

- (一) 立入検査関係規定の整備について（昭四九）

- | | |
|--|-----|
| (一) 行政機関の立入検査等と捜査の関係について（昭四一） | 五一二 |
| (三) 立入検査の権限を与えることが不適当な場合に関する規定の再検討について（昭四四） | 五一四 |
| (四) 立入検査等における見本収去に係る補償規定について（昭六一） | 五一七 |
| (五) 立入検査に関する罰則の表現の統一（「虚偽の答弁」と「虚偽の陳述」）について（昭五八） | 五五八 |
| (六) 立入検査に係る立入りに関する罰則について（昭六一） | 五五九 |
| (七) 国の立入検査を独立行政法人に行わせるとの可否について（平一一） | 五六四 |

11 不服申立て・調停等関係

- | | |
|---|-----|
| (一) 訴願前置規定を設けることの可否の基準について（昭四四） | 五八五 |
| (二) 私人間の紛争解決の手段としての行政機関の調停・仲裁等と裁判所による調停の関係について（昭四二） | 五九四 |
| (三) 聴聞の規定に關し、同種の事項について（昭六二） | 六〇一 |

目 次 (法令整備会議関係資料集 (二))

五 各種規定関係

12 委任関係

- (一) 権限委任規定統一の要否について (昭四三)
- (二) 委任命令の法形式の区別の基準について (昭四四)
- (三) 委任政令の限界—地方公共団体への事務委任・地方議会の議決事項について (昭四三)一七
- (四) 権限委任に伴う法令の適用のための措置について (昭四四)
- (五) 委任規定の書き方の統一について (昭四五)
- (六) 委任政令の立法形式を決定する基準について (昭五四)
- (七) 政令で「別に政令で定める(額・数量・ところによる)」とすることについて (平元)四九
- (八) 法律において一定の事項を命令(政省令)で定めることを委ねている場合に、命令を定めないこと(いわゆる空振りとすること)が許される場合と、空振りの場合の法律の効果について (平一三)
- (九) 政令委任事項の内容の確定が二段階になる場合の政令の制定について (平一四)一一八

- (一〇) 法律に基づく主務大臣の権限の地方支分部局の長への委任の方針について (平一六) 一一一
 (一一) 準用読替規定の政令委任について (平一七) 一二九
 (一一) いわゆる審議会令等の政令への委任規定の定め方について (昭四二) (一) 一一一セページ参照
 (一三) 二以上の主務大臣のある事務についての主務省令の規定について (昭五八) (三) 五一九ページ参照
 (一四) 「旧法の規定の例による」場合の規定の及ぶ範囲について (昭六一) (四) 三八四ページ参照
 (一五) 手数料をめぐるいくつかの問題について (昭六一) (一) 四九七ページ参照
 (一六) 変更適用する規定の読替部分において創設的に設けられた政令委任規定に基づく政令について (平元)
 (一七) 手数料の額の省令への委任について (平三) (三) 八一一ページ参照
 (一七) 手数料の額の省令への委任について (平三) (一) 五一一ページ参照
- 13 罰則関係
- (一) 罰則に関する規定について (昭五二) 一五五
- (1) 提出義務の懈怠に対して罰則を課すことの適否 一五五
 - (2) 特定の行為を開始しようとする者の申告義務違反に関する罰則を現にその行為を行つている者に対して課する場合の規定の仕方について 一五七
- (一) 行政処分等の権限者を変更した場合の罰則の適用について (昭五二) 一六一
- (二) 罰則の性質 (罰金との差異) に関する若干の問題について (昭五九) 一六五
- (四) 両罰規定における代理人の意義について (昭六三) 一七一
- (五) 両罰規定の改正による事業者处罚の強化について (平三) 一八七
- (六) 義務規定を受けてその違反を处罚する罰則を別条で規定する場合の規定方法について (平三) 一〇九
- (七) 税法における罰則に関する経過措置について (昭四九) (四) 一一三七ページ参照
- (八) 特殊法人の登記義務違反に対する罰則について (昭四五) (一) 一一〇七ページ参照
- (九) 法律の適用範囲の一部が政令又は省令に委任されている場合における当該政令又は省令の制定又は改廃に伴う経過措置について (昭一) (四) 一一一ページ参照
- (一〇) 立入検査に関する罰則の表現の統一、「虚偽の答弁」と「虚偽の陳述」について (昭五八) (一) 五五六ページ参照
- (一一) いわゆる指定機関に関する規定について (昭六一) (一) 三一七ページ参照
- (一一) 立入検査に係る立入りに関する罰則について (昭六一) (一) 五五九ページ参照
- (一一) 告示改正と罰則の経過措置について (平二) (四) 四四六ページ参照
- (一四) 罰則に関する経過措置について (平五) (四) 四六五ページ参照
- (一五) 罰則規定又は同規定で引用する規定に移動があった場合の経過措置について (平五) (四) 四八六ページ参照
- (一六) 行政処分等の権限者が変更される場合の罰則に関する経過措置の整備の要否について (平八) (四) 五七三ページ参照

14 特殊法人・認可法人等関係

- (一) 認可法人の設立認可の基準について（昭四八）……………一一七
- (二) 私人に対する行政事務の移譲・これに関連する特殊法人の設立等について（昭四三）……………一一七
- (三) 特殊法人及び認可法人の現行規定例の妥当性について（昭四八）
- (1) 定款記載事項に関する規定について……………一三一
- (2) 借入金に関する規定について……………一三一
- (3) 短期借入金の借入れ及び借換えの制限に関する規定について……………一三八
- (4) 利益及び損失の処理に関する規定について……………一四四
- (四) 特殊法人の資本金に関する規定について（昭五〇）……………一五一
- (五) 特殊法人の吸収合併の場合における資本金の増加の取扱いについて（昭五一）……………一五四
- (六) 特殊法人及び認可法人の持分等に関する規定の統一について（昭四八）……………一五七
- (七) 特殊法人及び認可法人の役員の職務権限に関する規定の統一について（昭四八）……………一六二
- (八) 特殊法人の役員の欠格条項について（昭五四）……………一七〇
- (九) 法人と理事との利益が相反する場合の法人の代表権についての規定について（昭四一）……………一七六
- (一〇) 特殊法人の役員に対する懲戒処分に関する規定を設けることの適否について（昭四三）……………一七八
- (一一) 特殊法人等についての民法第四四条の規定の適用について（昭四九）……………一八七
- (一二) 総会のほか総代会がある場合の機能配分について（昭四三）……………一八九
- (一三) 特殊法人の設立根拠法における業務の委託に関する規定について（昭四九）……………一九四
- (一四) 特殊法人及び認可法人の監督に関する規定（役員の解任及び業務方法書）の統一について（昭四八）……………一九八
- (一五) 特殊法人の登記義務違反に対する罰則について（昭四四）……………二〇七
- (一六) 特殊法人等の最初の事業年度の期間について（昭五一）……………二一六
- (一七) 特殊法人の名称変更の際の経過措置について（昭五三）……………二二一
- (一八) 法人が解散した場合における債権申出期間内の弁済について（昭四一）……………二二六
- (一九) いわゆる指定機関に関する規定について（昭六一）……………二二七
- (一〇) いわゆる指定法人（民法法人）に関する若干の問題について（昭六一）……………二四二
- (一一) 指定法人の指定要件について（平四）……………二五六
- (一一一) 政府調達に関する協定の対象となる特殊法人（日本開発銀行、国民金融公庫、日本電信電話株式会社等）に対し、それぞれの根拠法中の一般監督権限の規定を用いてこれらの法人による同協定の義務の遵守を確保することについて（昭六一）……………四〇一
- (一一二) 特殊法人の統合に伴う旧法人の職員の新法人への承継根拠と廃止される旧法人根拠法に

基づく処分等の経過措置規定の関係について（平一〇） 四〇八

(一四) 行政委託型公益法人等改革に関する規定について（昭三四） 四四七

(一五) 人の資格に係る名称又は特殊法人の名称の使用制限に関する規定について（昭四四）

(一六) 国の事務を委託された法人が行う当該事務の執行に要する経費の国庫負担の規定について（昭四八） (一) 三八五ページ参照

(一七) 地方公共団体等の出資又は拠出に係る法人の表現の仕方について（平元） (二) 五一八ページ参照

(一八) 国の立入検査を独立行政法人に行わせることの可否について（平一一） (一) 五六四ページ参照

(一九) 検査・検定業務における運営の適正化と官民の損害賠償責任の負担の明確化について
（平一九） (一) 六四五ページ参照

15 その他

(一) 雑則の規定の配置について（昭五〇） 五三五

(二) 行政区分を用いてする地域指定に際して指定時点を明定することの当否について（昭五四） 五三八

(三) 営業保証供託に関する法制度上の諸問題について（昭六〇） 五五〇

(四) 行政庁の勧告に従わなかつた旨の公表規定について（平五） 六一九

(五) 「報告の徵収」の規定を根拠として府省令により「報告の義務」を課すことの是非について
（平一一） 六三一

(六) 検査・検定業務における運営の適正化と官民の損害賠償責任の負担の明確化について
（平一九） 六四五

(七) ある法律の施行に先立ち、特定の規定の内容とされている事項（例えば、審議会への事前
の諮問等）を実施しようとする場合の規定の方法について（昭六三） (四) 一一一ページ参照

(八) 国の負担割合（補助率）の特例に関する規定について（平四） (一) 四四三ページ参照

目 次 (法令整備会議関係資料集 (三))

六 改正方式関係

1 一般的事項

- (一) 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱いについて (昭四一) 一
- (二) 本則又は附則における法令の一部改正について (昭五三) 二
- (三) 法律の施行に伴う関係政令の改正の形式について (昭五八) 七
- (四) 二つの法律及びこれら法律の施行令が同日に公布・施行される場合の先行する法律の施行令と後続の法律との間の優先関係について (昭六三) 一〇
- (五) 片仮名・文語体の法律の改正部分が特定の編・章の一部ことどまる場合に片仮名・口語体に改める」との可否について (平二) 一六
- (六) 法律(又は法律の一部)の施行に伴う関係政令の整理(又は整備)に関する政令について (平四) 一一
- (七) 公布済み未施行の改正に加え新たな改正を行う際の改正方法について (平九) 一一一
- (八) 第二国間の国際約束により取り決められた事項(例 香港の中国への返還)を反映した政

(九) 法令案の改正方式をいわゆる新旧対照表方式とした場合の利点と法制執務上考えられる問

題点（平一三）

(一〇) 法令案の改正方式をいわゆる全文改め方式とする場合の基準及び利点並びに主に法制執務上考えられる問題点について（平一三）

一一一

(一一) 改める方式の簡素合理化について（平一三）

一四一

(一一) いわゆる「二段ロケット方式」による政令の改正の可否について（平一四）

一六一

(一一) 前文の改正方式について（平一五）

一八四

(一四) 二以上の法律改正を一本の法律で行い得る場合について（平一五）

一九九

(一五) 法令の本則の規定がすべて不要となつた場合において、当該法令の附則の規定に必要なものがあるときの対応について（平一七）

一一〇

(一六) 既に成立している一部改正法が、再提出に係る法案による改正後の法律の規定を改正する法律としての効力を有しないものと解してはならない旨の規定を置くべき事例について

(平一八)

一一〇

(一七) 政令の附則において行い得る他政令の改廃の限度について（昭五三）

一四〇

(一八) 附則の構成について、条建て方式と項建て方式とがあるが、条建て方式に統一したらどう

うか（昭六一）

一四一

(一九) 一部改正に伴う経過的な特例措置の規定の仕方について（平元）

一四一

(一九) 一部改正に伴う経過的な特例措置の規定の仕方について（平元）

一四一

2 法令番号関係

(一) 法令番号の記載の省略及び略称名を用いてする法令の改正又は廃止の適否について（昭四四）

一四七

(一) 法令番号の記載の範囲について（平六）

一四九

(一) 準用規定中の読替部分の規定の仕方（法律番号の引用）について（平四）

一一一

(二) 八七四ページ参照

(四) 法律の題名が改正された場合の取扱いについて（平一〇）

一一一

(五) 七一三ページ参照

(五) 政令の制定文と政令における法律番号の取扱いについて（平一一）

一一一

(五) 七四五ページ参照

3 見出し関係

(一) 共通見出しの改正について（昭四四）

一六三

(一) 共通見出しのある数条を改正する場合の方式について（昭五七）

一七〇

(一) 従来の立法慣行の見直しについて（平一八）

一八四

3 見出し及び（又は）項番号のない法令の取扱い

(四) 二以上の項で構成されている本則を一条として見出しを付し、条を加える場合の方式について

(昭四八)

(一) 一一一ページ参照

(五) 数項から成る条の見出し及びその条の項に改正すべき同一の字句があり、更にその項に改正すべき他の字句がある場合の改正方式について (昭五三) (二) 二二二ページ参照

(六) ある条文とその条の見出しとに同一の字句が用いられている場合の改正方式について

(昭六三)

(二) 二二二九ページ参照

4 規定の順序関係

(一) 一の法律又は政令で二以上の法律又は政令を改正する場合の改正規定の順序について (昭四九) 二八九

5 適用関係

(一) 異なる法令中の二の改正規定により同一の箇所を同時に改正することとなる場合における当該二の改正規定の適用順序の明示について (昭五一) 一九一

(二) 二つの法律及びこれら法律の施行令が同日に公布・施行される場合の先行する法律の施行令と後続の法律との間の優先関係について (昭六三) (二) 一〇ページ参照

6 条、項、号の改正方式関係

(一) 項の移動を伴う改正の方式について (昭四三) (二) 一〇一

(二) ただし書(後段)が各号列記を伴う場合の改正の方式について (昭四三) (二) 一〇三

(三) 条をなくし項とする改正について (昭四五) (二) 一〇五

(四) 項の改正及び移動の方式について (昭四九) (二) 一〇七

(五) 一部改正と項(号)の移動について (昭五一) (二) 一〇九

(六) 二以上の項で構成されている本則を一条として見出しを付し、条を加える場合の方式について (昭四八) (二) 一一一

(七) 数項から成る条の見出し及びその条の項に改正すべき同一の字句があり、更にその項に改正すべき他の字句がある場合の改正方式について (昭五三) (二) 一三

(八) 条、項、号の移動を行う場合の改正方式について (昭五七) (二) 一七

(九) 項(号)を削り及び移動する場合の方式について (昭五七) (二) 一七

(一〇) 項番号のない条の改正方式について (昭六〇) (二) 一七

(一一) ある条文とその条の見出しとに同一の字句が用いられている場合の改正方式について (昭六三)

(二) 二二二九

(一一) 法令中の字句と字句の間に一字分又はそれ以上の空白が置かれているものについて改正を行う場合、改正文上右空白をどう扱うべきか (平二) (二) 一五

(一二) 連続していない条項等を削る改正規定を続けて行う場合の方式について (平五) (二) 四七

- (一四) 「第〇条から第〇条まで 削除」又は「第〇条及び第〇条 削除」とあるのを改正してその一部を実体のある条文とする場合の改正方式について (平六)二六一
 (一五) 法令中における「同条」又は「同項」の用い方について (平六)二六七
 (一六) 「ただし書中」の用法について (平八)三七八
 (一七) 条、項、号又は号の細分を連続して移動する場合の改め方式の簡素化について (平一四)四一五
 (一八) 同じ条(項)の連続する三以上の項(号)と他のある項(号)の同一の文言について同じ内容の改正を行う場合の改正規定の表現について (平一七)四一〇
 (一九) 従来の立法慣行の見直しについて (平一八)
 3 見出し及び(又は)項番号のない法令の取扱い(i) 二八四ページ参照
 4 章・条・号等の枝番号及び削除の取扱い(ii) 四七四ページ参照
- 7 その他の改正方式関係
- (一) 一括改正の限度等について (昭四三)四一七
 (二) 長い括弧書きの上(下)を含む一部改正の方式(被改正部分の引用の限度)について
 (昭四三)四一八
 (三) 「以上」、「以下」、「未満」等を伴う数字の改正について (昭四八)四三一
 (四) 一部改正法が「一条・二条」方式をとる場合の改正規定の指示方式について (昭五一)四一一
 (五) 各号中の同一語の改正と当用漢字の音訓使用又は送り仮名の付け方による改正について
 (昭五一)四一五
 (六) 規定中に掲げられている局(部)名を課名に改める場合の改正方式について (昭五三)四三八
 (七) 振り仮名、傍点等の取扱いについて (昭五七)四四〇
 (八) 公布後施行前の一括改正法令の規定の溶け込む位置がその後の一括改正法令により影響を受ける場合の取扱いについて (平二)四五一
 (九) 句点のついた文章の後に字句を加える場合の取扱いについて (平一八)四六一
 (一〇) 条名、項番号又は号名の改正の可否について (平一八)四六五
 (一一) 従来の立法慣行の見直しについて (平一八)
 4 章・条・号等の枝番号及び削除の取扱い四七四
 (一一) 法令番号の記載の省略及び略称名を用いてする法令の改正又は廃止の適否について
 (昭四四)(ii) 二四七ページ参照
 (一二) 振り仮名の取扱いについて (平九)(iv) 一七八ページ参照

- 1 親法律が交替する場合の政令の取扱いについて（昭四二） 四七九
- 2 政令の廃止について（昭五七） 四八四
- 3 法律の一部についてその廃止すべき期限を附則に規定することの可否及びその規定の仕方について（昭四四） 四八四
- 4 法律の附則において当該法律の廃止に関する規定を設ける場合の表現の統一について（昭五一） 四八四
- （昭五一） 四八四
- 5 本則又は附則で既存の法令を廃止し、これに伴う経過措置を定める場合において、当該経過措置に関する規定中、当該廃止に係る法令を引用するときの引用の仕方について（昭五一） 四八四
- 6 ○○法の廃止等に伴い、「・・・については、○○法第〇条の規定は、なおその効力を有する。」旨の経過規定を置く場合の規定方法について（昭五九） 四八四
- （四）二二五五ページ参照
- （四）二二四七ページ参照
- （四）二二四三ページ参照
- （四）二二四二ページ参照
- 八 表現関係
- 1 見出し関係
- （一）見出しの表現の統一について（昭四二） 四九三
- （一）見出しの表現の統一について（昭四二） 四九三
- （一）章名、節名等と表現が同一となる見出しの省略について（昭五〇） 四九四
- （二）単独見出しと共通見出しの区別の見直しについて（平一八） 四九八
- （二）単独見出しと共通見出しの区別の見直しについて（平一八） 四九八
- 2 条、項、号関係
- （一）逆算により期間計算を行う場合の規定の仕方について（昭四一） 五四一
- （一）一項のみで構成されている法令における各号の書出しの位置について（昭五二） 五四一
- （二）主務大臣、主務省令の規定の仕方について（昭四三） 五四一
- （四）二以上の主務大臣のある事務についての主務省令の規定について（昭五八） 五四一
- （五）期間の表現の仕方について（昭五三） 五四一
- （六）「前〇条」を再び指示する場合の表現の仕方について（昭五七） 五四一
- （七）地方公共団体等の出資又は拠出に係る法人の表現の仕方について（平元） 五四一
- （八）法律に基づく特定の施策の対象範囲を、当該法律において「○○省の所掌に係るもの」等の表現で限定するとの是非について（平元） 五四一
- （九）「同条（項・号）」の表現は、準用された趣旨まで受けられるか（平二） 五四一
- （一〇）罰則（刑罰又は過料）に処せられるべき行為を示す場合の表現の統一について（平一一） 五六一
- （一一）規定の簡略化のための「号」の活用の是非について（平一一） 五六五

- (一) 引用法令の要旨付加の要否について (昭四三)六三五
 (二) 他法令中に定義されている用語を引用する場合の表現の仕方について (昭五三)六三七
 (三) 号の細分 (イ、ロ、ハ等) を移動する際の指示方式について (昭五一)六五〇
 (四) 定義規定が別項に置かれている場合の当該定義に係る文言の引用の仕方について (昭五四)六五三
 (五) 他法令の用語を引用する場合の表現について (昭五八)六五八
 (六) イ、ロ、ハ等の指示の仕方について (昭五八)六六三
 (七) 特定の条、項等を除いて規定を引用する場合の表現方法について (昭六一)六七六
 (八) 読み替えて準用される条項の引用の仕方について (昭六一)六八五
 (九) 略称の引用について (平元)六九四
 (一〇) 一部改正法の附則で使用する用語について、改正の対象となっている法律の定義規定等

3 引用関係

- をどうまで引用すべきか (平一)六九八
 (一一) 法律の題名が改正された場合の取扱いについて (平一〇)七一三
 (一一一) 常用漢字で置き換えることが可能な仮名文字で表記された語句の引用方法について (平一一)七三一
 (一一二) 政令の制定文と政令における法律番号の取扱いについて (平一二)七四五
 (一四) カギ括弧の使用基準を、法令において他の法令名を引用する場合等にも拡大することの是非について (平一三)七五〇
 (一五) 引用された規定の直後の括弧内において当該規定の細分を指示する場合の「同」の用い方について (平一六)七五七
 (一六) 「前条(項・号)」「次条(項・号)」等の表記の見直しについて (平一六)七六七
 (一七) 定義規定又は略称規定が及ぶ範囲の指定方法について (平一六)七八三
 (一八) ある条項の規定により(変更)適用される条項の引用の仕方について (平一七)七八四
 (一九) 法令番号の記載の省略及び略称名を用いてする法令の改正又は廃止の適否について
 (昭四四)(二) 二四七ページ参照
 (一〇) 略称名の用い方について (昭四八)(四) 七〇一ページ参照
 (一一) 「同」の用い方について (昭四九)(四) 七〇三ページ参照
 (一一一) 振り仮名、傍点等の取扱いについて (昭五七)(三) 四四〇ページ参照
 (一一二) 各号のある条項の規定を適用する場合において各号の一部又は全部を引用しないこととするときの規定の仕方について (昭六〇)(三) 八五四ページ参照

- (一四) 準用規定中の読み替える場合の表現について (平四) (二) 八七四ページ参照
 (一五) 一部改正法令の附則において、改正後の条項を引用する場合の方式について (平七)

- (一六) 法律の条文中に用いられている定義及び略称の政令への適用について (平九)

(四) 二二〇ページ参照

4 適用・準用関係

- (一) 異なる二つの字句を同時に同一字句に読み替える場合の読み替える場合の表現について (昭五〇)八〇一
 (二) 読替規定 (変更適用) について (昭六〇)八〇一
 (三) 変更適用する規定の読み替える場合において創設的に設けられた政令委任規定に基づく政令について (平元)八一一
 (四) 政令委任事項を含む乙法の規定を甲法において適用 (準用) するととする場合における当該乙法の規定に基づく政令の規定の適用 (準用) 関係について (平一)八一五
 (五) 準用規定中の読み替える場合の仕方について (昭四三)八四三
 (六) 準用規定中の読み替える場合の仕方について (昭四三)八四五
 (七) 準用規定中の読み替える場合の仕方について (昭四九)八四七
- (八) 準用すべき他法令の規定が当該他法令の他の規定において準用されている場合における当該他の規定の指示方法について (昭五〇)八五一
 (九) 各号のある条項の規定を準用する場合において各号の一部又は全部を引用しないこととするときの規定の仕方について (昭六〇)八五四
 (一〇) 準用規定中の読み替える場合の仕方 (法律番号の引用) について (平四)八七四
 (一一) 準用に係る規定を「変更適用」等する場合の表現方法について (平五)八八五
 (一二) 読替えが必要となる場合等の表現の統一について (平九)八九二
 (一三) 附則における読み替える適否及びその表現方法について (平九)九〇五
 (一四) ある規定 (例、税率を定める規定) の特例規定 (例、一定の期間は税率を下げる旨の規定) を設ける場合の他の規定 (例、税率を用いて行う計算方法を定める規定) の読み替えの要否について (平一一)九一九
 (一五) 技術的読み替える政令委任規定における読み替える場合の表現について (平一八)九三三
 (一六) 特殊法人等についての民法第四四条の規定の準用について (昭四九)(二) 二八七ページ参照
 (一七) 「同条 (項・号)」の表現は、準用された趣旨まで受けられるか (平三)(三) 五五〇ページ参照

- (一) 「以下同じ」のかかり方について (昭四二) 九三九
 (二) 括弧書き中の「以下同じ。」等の用法について (昭五〇) 九四〇

6 句点関係

- (一) 括弧書きを伴う各号における句点の位置について (昭五一) 九四九
 (一) 共同省令の表現形式について (昭四九) 九五二
 (二) 号における句点について (平一七) 九五四
 (四) 法令上の表現等の簡素化(句点関係)について (平一七) 九五八
 (五) 「〇〇の場合」で終わる号にも句点を打つことを許容する「」について (平一九) 九五九
 (六) 句点のついた文章の後に字句を加える場合の取扱いについて (平一八) (ii) 四六一ページ参照

目 次 (法令整備会議関係資料集 (四))

九 用語関係

- | | |
|--|-----|
| 1 「附」と「付」について (昭四四) | 一 |
| 2 「括弧書き」という用語の使用について (昭四八) | 八 |
| 3 「国」、「政府」又は「国庫」の用語の統一について (昭四八) | 一〇 |
| 4 文語体の法律又は勅令を文体を変えないで改正する場合の漢字及び送り仮名について (昭四九) | 一六 |
| 5 片仮名の促音便(ヅ)等の字の大きさについて (昭五〇) | 一八 |
| 6 数字の表記方法について (昭五四) | 二一 |
| 7 「補助(金)」、「負担(金)」及び「交付金」の用法について (昭六〇) | 三〇 |
| 8 外国の用語を法令上表記する場合の外国文字の使用とその表記方法について (昭六二) | 五七 |
| 9 「準ずる」と「類する」について (平一) | 六八 |
| 10 法令における市町村名等の表記(字体)について (平三) | 九二 |
| 11 法令における「協議」の語の用い方について (平四) | 一一五 |
| 12 「金額」と「額」の使い分けについて (平六) | 一二九 |
| 13 振り仮名の取扱いについて (平九) | 七八 |

- 14 条約（日本語文）及び国内法令における外来語の片仮名表記の基準について（平一〇） 一八五
 15 従来の立法慣行の見直しについて（平一八） 一九五
- 1 拗音及び促音に用いる「や・ゅ・よ・い」の表記の改正
 2 法令における用字・用語の表記の改正
- 16 片仮名・文語体の法律の改正部分が特定の編・章の一部にとどまる場合に平仮名・口語体に改
 めることの可否について（平一二） 一六一ページ参照
 (二) 一六一ページ参照
- 17 振り仮名、傍点等の取扱いについて（昭五七） 一〇五
 (三) 四四〇ページ参照
- 18 立入検査に関する罰則の表現の統一（「虚偽の答弁」と「虚偽の陳述」）について（昭五八）
 (一) 五六六ページ参照
- 19 法律の施行期日が条文¹とに異なる場合の「」の法律の施行の意味について（平四）
 (四) 一四一ページ参照
- 20 法令案の条文に計算式を採用する場合の基準について（平一〇） 一〇一
 (三) 五九七ページ参照
- ## 一〇 附則関係
- ### 1 施行期日関係
- (二) 予算関係法律案の施行期日に関する規定について（昭四九） 一〇一
 (一) 施行令の施行期日に関する規定について（昭五一） 一〇五
 (三) 法律の一部の施行期日を定める政令について（昭五一） 一〇八
 (四) 法律案のうちに他法令の改正を前提としている部分がある場合において、当該部分の施行
 を当該他法令の施行日に合致させる旨の規定の要否について（昭四九） 一一五
 (五) 一部改正法における改正規定の一部につき施行期日を異ならせる場合の当該改正規定の指
 示の仕方等について（昭五〇） 一一八
 (六) 特定日に実効性を喪失する規定の効力を延長する改正法の施行日について（昭五一） 一一六
 (七) 法律と同時に施行されるべき政令の施行期日に関する規定について（昭六三） 一一九
 (八) ある法律の施行に先立ち、特定の規定の内容とされている事項（例えば、審議会への事前
 の諮問等）を実施しようとする場合の規定の方法について（昭六三） 一一一
 (九) 法律の施行期日が条文¹とに異なる場合の「この法律の施行」の意味について（平四） 一四一
 (一〇) 法律の施行期日が条文¹とに異なる場合の罰則の経過措置の施行期日について（平九） 一五一
 (一一) ある法律の施行に先立ち、特定の規定の内容とされている事項（例えば、国会同意、
 審議会への事前の諮問等）を実施しようとする場合の規定の方法について（平一九） 一六四
 (一一) 「条の改正規定」と規定できる場合及び「第△条から第○条までの改正規定」と規定すべ
 き場合の明確化について（平一九） 一七九
 (一三) 法律の一部の施行期日を定める政令の題名の規定の仕方等について（昭五一）

(一四) 甲法及び甲法の施行に伴う整備（整理）法の施行に伴う整備（整理）政令の題名の付け
方及び施行期日の規定の仕方について (平五) (二) 九九ページ参照

(一五) 法律の一部の施行期日を定める政令の制定文について (平八) (一) 一五二ページ参照

2 廃止関係

(一) 法律の一部についてその廃止すべき期限を附則に規定するとの可否及びその規定の仕方について (昭四四) [1]〇一

(二) 法律の附則において当該法律の廃止に関する規定を設ける場合の表現の統一について (昭五一) [1]〇一

(三) 廃止され又は削られた規定でなお効力を有するものとされるものの改正の方式について (昭五七) [1]〇八

(四) 本則又は附則で既存の法令を廃止し、これに伴う経過措置を定める場合において、当該経過措置に関する規定中、当該廃止に係る法令を引用するときの引用の仕方について (昭五一) (四) 二四七ページ参照

3 経過措置関係

(一) 経過措置規定の改正方式等について (昭五〇) [1]一一一

(二) 法律の附則に経過措置を定めた場合における委任政令の経過措置について (昭五三) [1]一一六

(三) 法律の適用範囲の一部が政令又は省令に委任されている場合における当該政令又は省令の制定又は改廃に伴う経過措置について (昭四一) [1]一一一

(四) 税法における罰則に関する経過措置について (昭四九) [1]一一七

(五) 法律の附則の経過措置における委任に基づき政令を定める場合の規定の仕方について (昭五一) [1]一〇〇

(六) 本則又は附則で既存の法令を廃止し、これに伴う経過措置を定める場合において、当該経過措置に関する規定中、当該廃止に係る法令を引用するときの引用の仕方について (昭五一) [1]三四七

(七) ○○法の廃止等に伴い、「・・・については、○○法第〇条の規定は、なおその効力を有する」旨の経過規定を置く場合の規定方法について (昭五九) [1]五五

(八) 「なお從前の例による」旨を定める規定の改正の可否及びその改正方式について (昭六一) [1]五六三

(九) 「旧法の規定の例による」場合の規定の及ぶ範囲について (昭六二) [1]五八四

(一〇) 重複的に「從前の例による」とすべき場合における経過措置の規定方法等について (昭六三) [1]五八四

(一一) [1]五八五

- (一) 一部改正に伴う経過的な特例措置の規定の仕方について (平元) 四一六
- (二) 附則各条が施行期日を異にする場合において、附則中に「新法」「旧法」等の略称規定又は定義規定を設ける位置について (昭六二) 四一七
- (三) 告示改正と罰則の経過措置について (平一) 四四六
- (四) 罰則に関する経過措置について (平五) 四六五
- (五) 罰則規定又は同規定で引用する規定に移動があった場合の経過措置について (平五) 四八六
- (六) 公務に協力した者、参考人等に対し災害給付（損害補償）や日当の支給を行う制度に係る複数の政令にその金額の引上げ等同一内容の改正を行う場合の経過規定の統一について (平七) 五〇七
- (七) 法令を遡及適用する場合の表現の仕方について (平七) 五六三
- (八) 行政処分等の権限が変更される場合の罰則に関する経過措置の整備の要否について (平八) 五七三
- (九) 一部改正法の附則において政令に委任された経過措置の規定方法について (平一七) 五九七
- (十) 未施行の改正に加え新たな改正を行う場合において、施行の先後関係が未確定であるときの調整方法について (平一九) 六〇八
- (一一) 特殊法人の名称変更の際の経過措置について (昭五三) (一) 一一一ページ参照
- (一二) 廃止され又は削られた規定でなお効力を有するものとされるものの改正の方式について (昭五七) (四) 三〇八ページ参照
- (一三) 過料の性質（罰金との差異）に関する若干の問題について (昭五九) (一) 一六五ページ参照
- (一四) 法律の施行期日が「条文」とに異なる場合の「この法律の施行」の意味について (平四) (四) 一一四一ページ参照
- (一五) 国の負担割合（補助率）の特例に関する規定について (平四) (一) 四四三ページ参照
- (一六) 政令委任事項を含むA条を同一法B条において準用し、A条に基づく政令a条をB条に基づく政令b条において準用している場合における政令a条の改正について (平八) (一) 一六四ページ参照
- (一七) 法律の施行期日が「条文」とに異なる場合の罰則の経過措置の施行期日について (平九) (四) 一五一ページ参照
- (一八) 特殊法人の統合に伴う旧法人の職員の新法人への承継根拠と廃止される旧法人根拠法に基づく処分等の経過措置規定の関係について (平一〇) (一) 四〇八ページ参照
- (一九) ある法律の施行に先立ち、特定の規定の内容とされている事項（例えば、国会同意、審議会への事前の諮詢等）を実施しようとする場合の規定の方法について (平一九) (四) 一六四ページ参照

4 規定の順序関係

- (一) A法附則（A法の一部を改正する法律附則）に基づく政令委任事項のA法施行令附則における規定場所について（平一五）六二九
- (二) 附則各条が施行期日を異にする場合において、附則中に「新法」「旧法」等の略称規定又は定義規定を設ける位置について（昭六三）(四) 四三三ページ参照
- (四) 一部改正法の附則において政令に委任された経過措置の規定方法について（平一七）(四) 五九七ページ参照

5 各種の改正方式関係

- (一) 項のみから成る附則を条から成るものに改めるいとの可否について（昭四三）六六九
- (一) 附則が項によつて構成されている場合の一部改正の方法について（昭四九）六七〇
- (三) 附則において他法令の一部改正を行つてゐる場合において、後日、当該附則を改正し、新たな条又は項を追加するときの当該他法令の一部改正を内容とする条又は項の取扱いについて（昭四九）六七三
- (四) 二項から構成されている附則の第二項を削る方式について（昭五〇）六七五
- (五) 變更適用につき定める期間内に変更適用される当該条を改正した場合の取扱いについて（昭五〇）六七八

- (六) 政令の附則において行い得る他政令の改廃の限度について（昭五一）六八〇
- (七) 本則と通し条名となつてゐる附則の整備方式について（平一六）六八五
- (八) 法令上の表現等の簡素化（附則の項ごとの改正関係）について（平一七）六九三
- (九) 本則又は附則における法令の一部改正について（昭五三）(II) 二〇ページ参照
- (一〇) 廃止され又は削られた規定でなお効力を有するものとされるものの改正の方式について（昭五七）(IV) 二〇八ページ参照
- (一一) 法律の施行に伴う関係政令の改正の形式について（昭五八）(II) 七ページ参照
- (一一) 「なお従前の例による」旨を定める規定の改正の可否及びその改正方式について（昭六一）(IV) 二〇八ページ参照
- (一三) 未施行の改正に加え新たな改正を行う場合において、施行の先後関係が未確定であるときの調整方法について（平一九）(四) 六〇八ページ参照

6 見出し関係

- (一) 附則の項数と見出しについて（昭四二）六九七

7 条、項等の引用関係

- (一) 略称名の用い方について（昭四八） 七〇一
 (二) 「同」の用い方について（昭四九） 七〇二
 (三) 附則における条項の引用方式について（昭五三） 七〇五
 (四) 一部改正法令の附則において、改正後の条項を引用する場合の方式について（平七） 七〇七
 (五) 法令の表現等の簡素化（附則における条項の引用関係）について（平一七） 七一四
 (六) 法令番号の記載の省略及び略称名を用いてする法令の改正又は廃止の適否について
 (昭四四) 一一四七 ページ参照

8 その他

- (一) 金銭給付、貸付金等の額の改正に伴う附則の規定の統一の要否について（昭四九） 七一七
 (二) 附則の構成について、条建て方式と項建て方式とがあるが、条建て方式に統一したらどうか（昭六一） 七二一

一 別表・表関係

- 1 本則の別表と原始附則の別表の位置について（昭五一） 七三七
- 2 別表及び様式の横書きについて（昭四四） 七三八
- 3 別表においてその根拠規定を明らかにすることについて（昭四九） 七四一
- 4 別表の根拠条文に移動があった場合の改正方式について（昭五四） 七四二
- 5 表の短冊中に数字を記入し、その短冊を「第一項（号）」「一の項（号）」等と呼ぶことにひいて（昭四八） 七四七
- 6 変更適用の場合の読み替えを表形式で行う場合の方法について（昭五〇） 七六五
- 7 別表の改正方式について（昭五〇） 七六八
- 8 表の改正について（一）（昭五一） 七七二
- 9 表の改正について（二）（昭五一） 七七五
- 10 表の改正について（三）（昭五一） 七八一
- 11 表の項の改正の方式について（昭四三） 七八七
- 12 表の項又は号の改正について（昭四九） 七八九
- 13 「附」の字を用いた付表又は付録の一部改正における改正文の表記について（昭四九） 七九一
- 14 法律の別表に政令委任事項があり、当該別表に関係を有する法条において別表を受けた政令委任事項がある場合の政令規定の方式について（昭四八） 七九四
- 15 表の項を追加する場合の方式について（昭五七） 七八八
- 16 表の項の第二欄以下において細分されている部分を特定する場合の方式について（昭五七） 七八九

17 表中の字句の改正方式について（平一五）	八〇六
18 表に項目番号を付すこと及び表中の記号の取扱いの統一について（平一五）	八一九
19 法令上の表現等の簡素化（表関係）について（平一七）	八二五
20 数字の表記方法について（昭五四）	八三五 （四）一一ページ参照
21 法令中の字句と字句の間に一字分又はそれ以上の空白が置かれているものについて改正を行う場合、改正文上右空白をどう扱うべきか（平二）	（三）二二二五ページ参照

一二 理由書関係

1 「理由」の表現の統一について（昭四二）	八三九
2 法律の施行期日等を定める政令案における理由書の省略について（昭五〇）	八四〇

一三 法律又は政令に署名すべき主務大臣関係

1 法令の署名大臣について（昭四一）	八四三
2 法律又は政令に署名すべき主務大臣の範囲の基準について（昭四九）	八四七

一般的項目